

答 申 書  
( 答 申 第 257 号 )  
平成 30 年 2 月 7 日

---

1 審査会の結論

土砂災害防止法 基礎調査マニュアル(案)～急傾斜地の崩壊編～第3版【増補版】において、表題の後に「(案)」と記載されている理由及び「(案)」が付いた場合と付かない場合の文書扱いの違いについて記載された文書を不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、北海道建設部砂防災害課が作成したとされる「土砂災害防止法 基礎調査マニュアル(案)～急傾斜地の崩壊編～第3版【増補版】」(以下「基礎調査マニュアル(案)」という。)において、表題の後に「(案)」と記載されている理由及び「(案)」が付いた場合と付かない場合の文書扱いの違いについて記載された文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対し、請求内容に係る記述がなされている公文書は存在しないとして、平成29年3月3日付け砂防第1409号で公文書不存在通知処分(以下「本件不存在処分」という。)を行った。

審査請求人(以下「請求人」という。)は本件不存在処分について、基礎調査マニュアル(案)は平成12年の第1版から(案)を付けて業務要領として使用しているが、一般的に(案)とは下書き・草案のことを指し、決定前の文書を指すため、表題に(案)と付いたマニュアルを使用しているならば、一般的な意味合いの「案」とは別の意味を持ち、規則等で定められていることは明らかであるとしていることから、本件不存在処分の妥当性について判断する。

(3) 本件不存在処分の妥当性について

ア 実施機関は、基礎調査マニュアル(案)は標準的な実務書として現時点で得られている土砂災害に関する知見を基にとりまとめたものであり、今後の多くの現場データに基づいた国や研究機関等による持続的な研究・開発の成果を踏まえながら、段階的に整備、充実を図っていく必要があるとしている。

そのため、(案)として活用しているものであり、その時点での適正な調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定をするため、絶えず時点修正をしながら使用しているものであると主張する。

イ 請求人は、業務で使用している大多数のマニュアル及びすべての法令は(案)は付いておらず、本マニュアルのように内容を段階的に整備するとしても、(案)という形ではなく、「改訂版」「増補版」等の形で対応できると主張する。

また、平成29年9月29日付け意見書において、基礎調査マニュアル(案)は、その作成及び内容に関する審査・決裁・承認・決定がなされておらず、原本が存在せず、製本・印刷等もされていないとしている。

ウ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定については、同法第4条第1項で必要な基礎調査は都道府県で行うとしており、北海道では基礎調査の手順等を示した基礎調査マニュアル(案)を作成している。

審査会としては、土砂災害の対策は、多くの現場データに基づいた国や研究機関等による持続的な研究・開発の成果を踏まえながら、段階的に整備、充実を図っていく必要があることは認めるところであ

る。

また、土砂災害の発生は予想し難く、いったん発生した場合には人命が失われるなど大きな被害になることから、マニュアル（案）を修正しつつ、適正な状況で運用し、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を推進していくことは、土砂災害から生命と身体を保護するという法律の趣旨から考えて適切なものである。

実際に本マニュアルにおいても、第3版【増補版】となっており、適宜、その時点での適正な調査の実施のため、内容の修正を行っているところである。

審査会として、改めて実施機関に（案）を付けている理由を確認したところ、本マニュアルについては慣用的に付けているものであり、必ずしも（案）を付けなければならないというものではなく、また、他府県の基礎調査マニュアルについても（案）を付けて使用している県が少なからず確認されており、北海道においても（案）を付けて運用しているものであることが確認された。

但し、請求人の主張にもあるとおり、一般的には（案）は下書き・草案を指し、（案）を付けなくても「改訂版」「増補版」等の形で対応することは可能であると思われるため、「基礎調査マニュアル（案）」の（案）の取り扱いについて、実施機関内で検討が必要であると認められる。

また、請求人は、基礎調査マニュアル（案）は、その作成及び内容に関する決定等がなされておらず、原本が存在しないと指摘しているが、審査会において決定書を確認したところ、作成及び配布を決定しており、通知文（平成20年8月19日砂防第465号）により、各土木現業所（当時）及び関係機関に電子媒体（CD）で送付されたことが確認された。

マニュアルの決定など容量が大きなデータの場合、電子データ（CD）等で施行、配布することは、日常的にあることであり、その電子データを各コンサルタント等に配布することによって利便性を高めるなど、効率的な運用を行っているものである。

これらを踏まえ、実施機関から基礎調査マニュアル（案）の事務処理に対する説明を聴取したが、本件不存在処分を行った、「（案）」と記載されている理由及び「（案）」が付いた場合と付かない場合の文書扱いの違いについて記載された文書が現存することを窺わせるに足りる資料や発言は見当たらなかった。

また、本件不存在処分に係る公文書がなくても、土砂災害警戒区域等の指定について、特段の問題があるという事実も確認できなかった。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る文書について不存在としたことは妥当であると判断する。

#### (4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号560）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出</li> </ul>
平成29年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託</li> </ul>
平成29年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査請求人から意見書の提出</li> </ul>
平成29年10月18日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査請求人の意見陳述</li> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成29年11月20日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案骨子審議</li> </ul>
平成30年1月30日 （第93回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成30年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>